●週刊T&Amaster
☎0120-6021-86

商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html 立ち読みコーナー https://www.lotus21.co.jp/ta

税務における第一人者 "税務マエストロ"による税実務講座

税・務



-今週のマエストロ&テーマ

日本型インボイス 制度(1)

#**264** 熊王征秀



略歴

(税理士)

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師 として入社し、在職中に酒税法、消費税法の 講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て 税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、 著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員 東京地方税理士会税法研究所研究員 日本税務会計学会委員 大原大学院大学教授

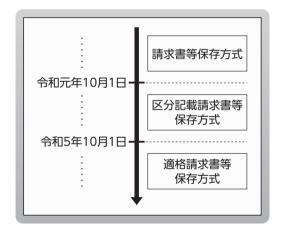
※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

> マエストロの解説

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間中に、仕入税額控除の適用要件として保存が義務付けられる「区分記載請求書等」には、従来の請求書等の記載事項に加え、「軽減税率対象品目である旨」と「税率区分ごとの合計請求額」の追加記載が義務付けられている。これに加え、令和5年10月1日以後に保存と発行が義務付けられる「適格請求書等」には、さらに「登録番号」と「税率区分ごとの消費税額等」を記載することとされている。

今月からは、いよいよ本番を迎える適格請求 書等保存方式(日本型インボイス制度)につい て実務上のポイントを確認する。

※ 表記する条文番号は、令和5年10月1日施 行の法令通達に基づいている。



1 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書発行事業者登録制度を創設し、令和5年10月1日以降の取引については、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件となる(消法30⑦~⑨)。

(1) 適格請求書発行事業者とは?

「適格請求書発行事業者」とは、納税地の所